

相 談

隣から伸びた木の枝の切り取りの法改正

〔相談要旨〕

隣家から伸びた木の枝を切れるようになったと聞きましたが、どんな場合に切れますか。



回 答

相談を受けた行政相談センターは、次のように相談者に説明しました。

隣家から伸びた竹や木の枝は、従来自分で切ることはできず、所有者に切ってもらうか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行する必要がありました。が、本年4月1日から民法が改正され、所有者に枝を切除させるという原則は維持しつつ、次の3つの場合には条件付きで切除が可能となりました。

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、相当の期間内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、又は所有者の所在を知ることができない場合
- ③急迫の事情があるとき

まず、①について、相当の期間とは、基本的には2週間程度と考えられています。

また、②について、隣地の登記簿や住民票などの公的な記録の調査を尽くしても、所有者やその所在を知ることができない場合と考えられています。

③について、急迫の事情とは、例えば、台風により木の枝が建物を壊すおそれがあるような場合が該当するとされています。

いずれにしても、何でも切ってよいわけではなく、所有者が切ることが原則であるのは変わりません。

また、切った枝は切除した人が所有権を取得することになりますので、自分で処分しなければなりません。

【一口メモ】

枝を切り取る際に掛かった費用は、本来、竹木の所有者が枝を切除する義務を免れることを理由に所有者に請求できると考えられます。支払われない場合は、裁判などの法的な手続きが必要になります。